

午前10時30分開会

○小野委員長 ただいまから契約に係る不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

8月26日の議会運営委員会にて、申合せ事項の一つとして、委員会のライブ中継、映像配信について、本定例会から当委員会も対象となっています。本日から、ライブ中継、映像配信がされます。また、午後に特別委員会も控えておりますので、委員、理事者の皆様にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

日程に入る前に、報道機関から録音及び撮影の申出がありましたので、委員会冒頭部分のみの撮影と休憩中を除く録音を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、撮影を許可いたします。

〔プレスによる撮影〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。それでは、この程度で終了いたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、陳情審査についてです。（1）継続審査、①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情、④送付6-16、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情。以上4件の審査となります。これら4件の陳情について、一括して取扱いにさせて確認をしたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。陳情審査については、当委員会での調査を進めていく中で、本陳情審査を行うタイミングを見極めた上で審査を行うこととし、本日も継続審査とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、4件の陳情につきましては継続審査とさせていただきます。

次に、日程2、報告事項に入ります。

（1）要求資料について。契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会資料要求一覧をご覧ください。資料提出が10月4日、本日となっている資料について、今から議会事務局、執行機関の順に説明をしていただきます。これまでと同様に、配付資料も踏まえた上で当委員会における今後の調査の進め方を改めて確認させていただきますので、今回の資料につきましても基本的事項のみの質疑とさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の補足説明をしていただきます。説明後、基本的な事項のみ一括して質疑を受けたいと思います。議会事務局、執行機関の順で説明をお願いいたします。端的にお願いいたします。

○石綿区議会事務局次長 それでは、私からは、資料に関しまして、2点ご説明をさせていただきます。

初め1点目でございます。右肩、区議会事務局資料の、少々お待ちいただけますか、す

みません。右肩、区議会事務局資料2でございます。契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会の論点整理のための調査票でございます。こちら、これまでもご説明をしておりますが、右肩、区議会事務局資料1、資料要求一覧の裏面にございますはまもり委員が要求されました論点整理のための大項目の洗い出しとある資料の作成に当たりまして、はまもり委員のご意見を伺いながら、要求された資料の目的やその資料を基にした調査によって考えられる再発防止策について、委員長から各委員の皆様に対して行った調査結果を一覧におまとめをしたものでございます。こちら、基本的には皆様方でご回答いただきました内容をそのまま記載をしておりますので、詳細のご説明は割愛をさせていただきますが、委員の皆様が要求なされた資料ごとに、はまもり委員からご教示いただきました三つの大項目と、さらに幾つかの小項目に分類をして取りまとめたものでございます。併せて、今回の調査によって、委員からは新たに必要と思われる調査項目なども頂戴をいたしましたので、同様に一覧表の中に記載をさせていただいているというものでございます。

続いて、サイドブックスの0401、0402という資料になってございます。こちらですが、これが2点目でございます。こちらでございますが、先ほど同様、右肩、区議会事務局資料1、資料要求一覧に記載のうち、下から二つ目でございますが、はやお委員が資料要求をなさいました裁判記録に該当するものとして、判決文、これは裁判所がネット上で公開をされている裁判例結果一覧というものの中にございます裁判例速報のうち、当該事件に係る判決文というものが掲載をされてございますので、そちらを参考として本日配付をさせていただきました。

ただいま2点ほど資料をご説明をさせていただきましたが、それぞれの内容の詳細なご説明につきましては、この配付をもって代えさせていただければと思っております。委員各位におかれましては、後ほどご確認をお願いできればと思っております。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に、次の資料についてお願いいたします。

○佐藤総務課長 それでは、政策経営部資料1及び2につきましてご説明申し上げます。

まず、資料1でございます。再発防止検討組織の設置状況の比較の資料でございます。千代田区と並べまして、府中市、江東区を比較の対象としております。概観的なところを申し上げますと、千代田区の場合は、外部委員の調査の後に検討を行うというスタイルでございましたが、府中市の場合は、先に庁内の検討を先に行いまして、その結果に対して外部の委員に検証・確認を受けるという形で行っております。江東区の場合は、その会議の途中から外部委員が参加しまして一緒に検討するという形式で行ってございました。

続きまして、資料の2、弁護士への依頼事項についての資料でございます。こちらは大きく四つに項目が分かれておりまして、事前の相談段階の「職務に関する法律相談制度」に基づいて相談しました件の費用14万円。項番の2が、令和5年度の調査委託の経費600万円。項番の3が令和6年度の調査委託の経費100万円。これは令和5年度に連続するものでございます。項番の4が、有識者会議の報償費、謝礼の部分でございまして、全体の計が723万9,000円となっております。なお、委託の内容につきましては、令和5年度の分につきましては別紙1、令和6年度の分につきましては別紙2として仕様書をおつけしております。

以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

引き続きお願いします。

○武笠契約課長 契約課からは政策経営部資料3といたしまして、富山委員からご要求いただいていた資料でございます。公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会中間報告書25ページのまとめに、当時の契約制度では、談合を防止するための適切な措置が取られていたとはいえ、公正な契約事務執行のための組織として取り組むべき大きな課題があったとあるが、適切な措置及び取り組むべき大きな課題が何だったのか、それが現状どうなっているかということでの資料要求でございました。報告書がまとめられた平成23年当時の資料を探したのですけれども、既に保存年限が過ぎており残っているものはございませんでした。そのため、中間報告書の27ページにある当時の契約制度の改善と現時点での運用状況について記載いたしました。引き続き契約制度について見直しと改善を行ってまいります。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、配付資料についての説明に漏れはございませんね。はい。ありがとうございます。

ということで、今、お手元に配られて初めてご覧になった方もいらっしゃると思うんですけれども、これより質疑に入りたいと思います。今回特に新たに配付された資料もありますので、できれば関連で入っていただければと思いますので、ご協力をお願いします。

はやお委員。

○はやお委員 政策経営部資料1なんですけれども、このところで事件への関与者ということで、元区議、元区幹部ということなんですけど、具体的に申しますと、元区の幹部でありました当時行政管理担当部長の上司、副区長、これもこのところでの対象者として事情聴取しているのかどうか、そのところをお答えください。

○佐藤総務課長 こちらにつきましては、事件で刑事事件として当事者になったもののみを該当としております。

○はやお委員 そうしますと、当人に確認せずに、最終報告書には関与があったとは認められないということについて、何をもちその判断に至ったのか、お答えください。

○佐藤総務課長 一連の厳しい捜査の中で、特に事実として元副区長の関与が上がってこなかったということ。それから、有識者の調査の中においても具体的な事実が出てこなかったことを基にしております。

○はやお委員 そういうところになりますと、もう一度、確認。今回のヒアリングだとか聴取としては千代田区側としてはやっていないと。けども、そのところについては、今言ったように、特に取調べ等々について外に出ていないから、今回はあったとは認められないということだったわけですね。

○佐藤総務課長 有識者の調査の中には、元副区長の調査は含まれております。

○はやお委員 ちょっと理解が不能なのは、あくまでも再発防止の検討組織としては有識者会議のメンバーに対してヒアリングを行ったわけではないじゃないですか。というとなると、そのところの最終報告について、あそこを言及しているのは、誰が確認を取って、

誰がああいうあったとは認められないとやったのか、そのところを明確に。というのは、有識者会議の結果を踏まえてということからしたときに、責任はその再発防止の実行委員会のほうにあると思うんですね。だって、ということなんで、そのところはどういうふうに役割分担となってお答えになったのか、最終報告を作ったのか、お答えください。

○佐藤総務課長 先ほどの弁護士への依頼事項の中で見ていただくと少し整理がついてくるかと思いますが、弁護士2名に調査委託をした中のヒアリングの中に元副区長の調査が含まれておりまして、区としてはその調査報告を受けております。その調査報告の中に、そういった、今、委員ご指摘の記述がございまして、それを受けて区が検討報告書をまとめたという流れでございます。

○はやお委員 次の資料のほうになるんですけども、先ほど申しましたとおり、東京地方裁判所の刑事第4部宣告とかということで6月13日のものについて書かれていると。前回、議事録のところも読ませていただきますけれども、このところについて、先ほども有識者会議のヒアリングだとか、そういう調査の中では、そういう関与があった。つまり、はっきり言いますと、前副区長の関与はなかったと。あったとは認められないということで非常にオブラートな表現ですけども、でも、結局このところについては聞いておいてくださいねというふうに質問したと思うんですが、この報告書の量刑の理由というところがあると。そこで上から7行目のところをもう一度読ませていただきますけれども、つまり被告人、当時の行政管理担当部長、そして事件の左右したときには区議会事務局局長だったということなんですが、上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があって、断りづらい状態にはあったとはいえ、自己保身を優先する気持ちがある中でと、こういうことなんですね。そうなってくると、このところについて、私が読んだ中では、最終報告書とこの内容がそこがあるんじゃないかということを書いていたわけです。そこがあるということについて、当然のごとく、先ほども有識者会議でヒアリングを取ったんだということであれば、その弁護士の方々に、このことについてはどういう見解の中でああいう報告の内容になったのかというのを調べておいてくださいねと言ったんですけども、この辺については確認されているのかどうかお答えください。

○佐藤総務課長 度々有識者会議か第三者委員会かというご指摘も頂いていたかと思うんですが、形としては日本弁護士連合会の第三者委員会のガイドラインの中で、二つ、所属機関として設置するパターンと、それからの委託で行うパターンと二つあったかと思うんですけども、その中で委託のほうで行ったという認識を持っています。その中で、弁護士の守秘義務等もございまして、あくまでも区としてはその報告書を受けたということで、それを踏まえて尊重して報告書をまとめるという流れになってきているものと認識しております。

○小林副委員長 関連。

○小野委員長 副委員長。

○小林副委員長 今、議論がされていますけれども、そのヒアリングについては、弁護士が行った内容というか、マスキングもされて構わないんですけども、ヒアリングについてのどういうやり取りがなされたことかというのが分からないと、何でそこにまとまってきたというのが分からないんですね。その辺は出していただけないんでしょうか。

○佐藤総務課長 その点につきましては、第三者としての調査、名称は異なるかもしれま

せんけれども、その弁護士が独立して調査を行っているという中での守秘義務に当たるところであるかと思しますので、ここで内容を証左にお示しすることは難しいことと認識しております。

○小野委員長 はい。今のはアンケートではなくてヒアリングの……

○小林副委員長 今はヒアリングの話。

○小野委員長 ヒアリングをした……

○小林副委員長 アンケートはアンケートで要求しているよね。

○小野委員長 ですよ。ヒアリングの資料ですか。

○小林副委員長 新たに。

○小野委員長 あ、新たに。

○小林副委員長 新たに。

○小野委員長 今ご説明があったとおり、もともと守秘義務とかその辺のところがありますので、アンケートについては一旦お持ち帰りいただいているんですけども、ヒアリングについては今のご答弁がありましたけれども、それでよろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 と言いながらも、この仕様書、つまり当初契約書が必要だろうということだったんですけど、資料要求した中で仕様書を出していただいたと。その仕様書の別添資料1の2ページぐらいのところになるんですけども、成果物の提出ということがヒアリングに関してもアンケートに対しても求めているんですよ。ということは、成果物を当然のごとく納品されているということになるので、今、小林副委員長がおっしゃったように、内容的にあるのではないかと思うんですね。いうことからしたら、これが守秘義務というのはどこに帰属するのかという話になってくるんですけども、これについて事務執行が正確にされているかどうかということを確認する上で、黒塗りというか、ものであれば提出するに際しては問題はないと思うんですけども、あえてそういうことであれば、今回の委員会の集約の中で必要性を整理するなり、また決算総括の中で確認して、検査権ということで資料を必ず提出せよという、その検査権をここに付与しないと無理だということになるのか、そこのところ。今までは委員会としてその辺のところについてはぎりぎりのところでの協力を頂いていたと。だけれども、そこについて個人情報ということであれば、その検査権を付与する。もしくは普通検査権まで付与したら100条調査権も付与するのがセットなんですね。だけど、この辺のところをどうするかって、拒めばそういうことも検討せざるを得ないということになるんです。というのは何かといったら、実際のところいろいろ様々な情報が流れているかのような話になっているんですけども、そのことについては漏えいはなかったと言いながら、成果物を提出するようになってから、成果物が提出されているんですよ、間違いなく。だからそこについて見るということに関しては、何らこの委員会の組織体として不思議なことではないと思っているのです。お答えください。

○佐藤総務課長 成果物に関しましては、個人名等を伏せた上でのお示しは可能であるものと考えております。

○はやお委員 じゃあ、出せるということね。

○小林副委員長 出せるということですね。

○はやお委員 だから出せるということ。

○小野委員長 えっ。それはヒアリングの……

○はやお委員 含めて。

○小林副委員長 含めて、全部。

○はやお委員 アンケートも出せるということね。

○小野委員長 総務課長。

○佐藤総務課長 先ほど来申し上げておりますように、その報告書の中身はまだご覧いただいていませんので、こういったものかということとはイメージされづらいことと思いますけれども、各ヒアリング対象者との弁護士との間での守秘義務を前提としての約束がありますので、ヒアリングの内容をつぶさに記録したような報告書ではございません。それを踏まえた弁護士がまとめた報告書はお示しすることができますということでご理解賜ればと思います。

○岩田委員 関連。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 守秘義務、弁護士が守秘義務というのは分かるんですけども、判決が終わったものであって、しかもこれその対象者である、このときの、ここでもう既に被疑者ではなくなっていますけども、その対象者であるその組織が守秘義務ってあるんですかね、義務が。弁護士は分かりますよ。依頼人からの相談内容とかを漏らしていけないは分かっていますけども、あるんですか、区に。

○佐藤総務課長 守秘義務といいますのは、弁護士としてということはもちろんありますけれども、この調査が区から独立して行われておりまして、私どももそのヒアリングの細かな内容というのは見ておりません。そういった意味での独立した調査が行われたということでご理解賜ればと思います。

○岩田委員 その義務というのはどこに記されているんですか。

○村木政策経営部長 すみません。ただいまのご質問なんですけど、今、総務課長のほうから申し上げましたのは、今回、弁護士に依頼をして、弁護士のほうは独立した、区からの影響を受けない中立なものとして、自分たちがヒアリングをしたものについては外に漏らさないという、これは弁護士法に記載されている弁護士の義務として守秘義務を負った上で、またヒアリングに当たっては我々にもその話をしないという、それを前提に関係者の方が話してくれているという側面もありますので、我々のほうにはつぶさな記録みたいのは入っていないです。全体の調査を行って弁護士さんが判断した結果が報告書として成果物として来ているということですので、我々に守秘義務が課せられているからお答えできないのではなくて、弁護士さんが守秘義務を持っていて、我々にはその記録は渡していないので、あるいは記録が存在するかどうかも我々は分からないので、我々としては答えようがないという、そういった意味でございます。

○岩田委員 それなら分かる。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 それならば、報告した報告書をまず見させていただきたいということなんです。結局は最終報告を実行委員会がしたということですから、それを基に何て書いてあったのか。どういうふうに弁護士はそのヒアリングの下にそれを総括したり評価をしたの

かということ、生の言葉が見たいんですね。だからその中に、例えば先ほどの2020年以前のことについてはなかったということが言及されていると思いますから、そうすると、報告書に書きちゃっているわけですから、その内容と、私はどっちを信用するとかということ、検察権の中で事情聴取をした内容を基に量刑を決めるということだと、この司法を僕は信頼していますよ。その中で、ここのところに出てきた内容としては、何度も繰り返して言いますけれども、上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があって、断りづらい状況にはあったとはいえと、こう書いてあるんです。つまり何かといたら、その前提がどう考えてもそれぞれの供述を確認しているはずなんです。具体的に言うと、前副区長、そして元区議会議員、そして元幹部、その聴取をした結果、それなりの指示はあったということがなければこう書かないのではないかと。実はこのことについては、有名な法律家のヤメ検さんのほうに確認したら、まあ、普通そういった理解をするでしょうねという話まで確認を取っています。

というとなると、だからその弁護士が、弁護士さん、つまり、ごめんなさいね、そちらが最終報告に関して成果物として頂いたその弁護士の方々2人、また、あと場合によっては公取委の方が入っていたのかよく分からないですけども、そのところについての結果が何でそこがあるのかを確認するのは成果物を検証する上で重要なことじゃないですか。だから、そこを確認してくださいねと言ったんだけど、今調べていますかと確認をしたんです。だから当然成果物と、ここの言っている、ネットに載っているその内容とが違うわけですよ。となると、最終報告についてはそこがあるんじゃないかと何度も言っているわけですよ。だから、きちっと調査したんですかということまで発展していったらうんですよ。お答えください。

○村木政策経営部長 報告書を作成した弁護士に確認するということはまだしていませんので、必要があれば確認はさせていただいて、そのお答えをお示ししたいと思います。ただ、我々の考え方といたしましては、今ご指摘の判決に出ている上司からの指示・命令というのは、これは一般的な部下に対する包括的、一般的な指示・命令であったというふうに認識しています。そうでなければ、はやお委員の指摘するような違法性のあるものでしたら、検察がこれを書類送検すらしていない。また当然のことながら起訴もされていない。それと矛盾してしまいます。検察が違法なものを見逃していたという、そういう結論になってしまいますので、ここは解釈としては、指示・命令というのは、少なくともそういった違法なものではないというふうには読むしかないなというふうには我々は考えてございます。

○はやお委員 そうですね。だから見解があるんですよ、それぞれ。私が聞いて相談した方はそういうふうにおっしゃっているわけです。かなり有名な弁護士の方です。そういうところで、今そういう状況であれば、前回、議事録を読んでもらうと分かるように、確認してくださいねと言っているんですよ。つまり何かといたら、私が質疑した内容についてきちっと遂行していただけないということなんです。タイムリーにやっぴいかななくちゃいけないということを言っているながら、こんな押っ取り刀みたいなやり方で行ったら本当に真相が究明できるのか、スピーディーにできるのかということなんです。9月の5日ですよ。つまり1か月、だから言われましてやりますといたら、このときに言っているんだからやっぴいくださいよ。これはどういうふうにかんがえるのか、まず。

○村木政策経営部長 我々としたしましては、先ほど申し上げたような考え方でこの判決を捉えてございますので、それ以上の確認は我々の中の弁護士のほうからも確認してそのように回答いたしました。ただ、今お話があったような、報告書を作成した弁護士のほうに確認が必要ということであれば改めて確認させていただきます。

○はやお委員 そういうことなんですよ。結局は何かといたら、それぞれの見解があるんです。それで我々は二元代表制で独立しているんです。つまり執行機関が調べた有識者の見解というものもあるでしょう。だけど今の見解からすると、執行機関のほうの責任者のほうは何を言ったかといったら、これについては上司からの命令はなかった。これは一般的な話ですよ。それは何かといたら、この判決文がいて誰も捕まえられなかった。だったら、これを我々は独立した機関としては調べなくちゃいけないんですよ、委員長。

○小野委員長 えっ。

○はやお委員 いやいや。何を笑っているんですか。

○小野委員長 いや、これ、捜査を終わっている内容じゃないですか。（発言する者あり）

○はやお委員 いやいや、違う違う違う。違うの。捜査が既知ということじゃないんですよ。何かといたら、それが、何が一番大切かということ、じゃあそれぞれの人たちのほうの、どのような供述をしたのかと確認をするんだっいたらしくちゃいけないんじゃないかということを提言しているわけ。要らないなら要らないということをおっしゃいよ。それは私は必要だと思っている。で、今、そういうふうにお笑いになったかもしれないですけどもね、判決は下ったかもしれないけど、これは刑罰ですから。だけど、このところの事務執行に関する真相というのはそれとはまた別儀なんですよ。継続されているんですよ。だから、そこをどうやってやっていくのかといたら、じゃあこれについてが正しいから、この前のときも×××のほうで連絡がなかったから——これ言っちゃいけないのか、××にしてくださいね。担保になるものがどうだったかということについては、我々は独自に持っていかなくちゃいけないんです。ということからしたときに、どうだったのか。せめて何を確認するかといたら、本人たちを呼ばないといったら、例えば100条調査権がないから証人はもう呼べませんよ今のところ。多数決でやったら厳しいのかもしれない。せめて、刑事の確定記録というのは要求できるらしいんですよ。つまりどのような供述がしていたのかということが出来るらしいんですよ。ということからしたら、それを参考にでも具体的に調べて、じゃあどういふふうで供述があったのか。それを参考にしながら、我々もこのことを確認しなくちゃいけない。こういうことになる。

だから、ここのところがもうそごが出ていると言っていることから、執行機関の考え方も聞きました。それでこちらのほうの判決の状況も聞いている。どっちが正しいのか分からないから、きちっと委員会としては調べるべきではないのかということをおっしゃっているわけ。ここについてはもうこれ以上そっちの執行機関はないわけだよね。だったらうちのほうとしてやることだから、委員同士での話合いとして委員長の取りまとめで確認していただきたいと思います。

○小野委員長 ちょっと一旦休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時27分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 すみません。何を確認したいかということ、最終報告書の中の、結局は他の上司の、前副区長の関与があったとは認められないという最終報告書と、そしてまた今回の判決の内容の中に、量刑を決める非常に重要な内容、ここは決して、何度も言いますけれども、この判決に対して異論を述べているわけでもない。司法の決定ということは間違いない。そして何かといったらば、両者ともその罪を認め控訴はしていないんですから。だからそこはこここのところについてこれを既知としたい。けども、言っている内容がそこがあるから、これをどうやって調査を深める必要があるのか。それは何で必要なのかといったらば、結局は、もし副区長が関与していたということになれば、これは全く今までの流れとして元幹部と元区議だけの問題ではなくなるので、そここのところを確認したい。

今後のことについてはいろいろ整理していただくことになるけれども、ただ、一つあるのが、できるのかできないのかはあるんですけども、刑事のほうの確定記録だとか、それは何かといったらば、本来そこがあるんであれば当事者を呼ぶというのがその方法として一つあるわけです。それで例えば懇談スタイルでやるとか、何かで秘密を守りながらやるとか。その中に今この委員会では参考人招致ぐらいしかできない。そうすると証拠にはならないけれどもかなり重たいもの。こういう方法もありますよね。いろいろな方法としては、今の段階ではもうそれしかできないということなんです。あとまだ跳ねて100条調査権を付与してもらってやるというのは証人尋問というのはありますけれども、今のこの中でこの委員会としてはその中があるだろうということで、確定記録を取ることによってそここのところが明確になるのか。それでなければ参考人招致という形を取りながら、当事者の3人の方をお呼びしてやるのか。そしてまたさらに跳ねるんであれば、証人尋問のスタイルとなれば、今回の議会の中で100条調査権をこの委員会に付与してもらわなくちゃいけないことになりますので、この辺になるのかということの方法論としてはあるということです。

ただ、一番は何を求めるかといったら、最終報告書と、この判決文のこの量刑を決める内容とのそごをどうやって検証するかということが大切だということで質疑させていただいた次第です。それにつきましては、あと委員長にちょっと対応についてお任せします。

○小野委員長 はい。それでは、今、はやお委員からの問題提起もありましたので、この件につきましてはご意見も様々あると思うんですけど、一旦正副で整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

○小林副委員長 先ほどの弁護士の調査の成果物ということで、出していただけるということでしたけれども、併せて、ここに仕様書で決めている調査した実施した期間も含めて、ここの仕様書で出したア、イ両方とも出していただきたいと思いますと思うので、ちょっと確認させていただきます。

こっち、こっち、仕様書。

○小野委員長 仕様書か。

○小林副委員長 仕様書。

○佐藤総務課長 ヒアリング調査業務の報告書につきましては、有識者の委託業務の報告書という形で総務課からはお出しすることが可能でございますのでご用意をさせていただきたいと思います。

○小野委員長 はい。

はまもり委員。

○はまもり委員 要求した資料の政策経営部資料2について確認させてください。まず「職務に関する法律相談制度」に基づきとあるんですけども、これ制度に基づいたとはあるんですが、どうやってこの弁護士を選んだかというふうになると、ちょっとこの法律相談制度といったところが分かっていないので、どんな制度の概要になっていて、どのように弁護士を選ばれたのかといったところを教えてください。

○佐藤総務課長 この制度は本件に限らず庁内で弁護士への相談が必要になった場合に、それぞれ各課題に応じて弁護士の方にアドバイスを頂けるように設けられている制度でございます。この中では、複数の入札談合等の課題にふさわしい弁護士の方ということで情報収集した中から選任をさせていただきました。

○はまもり委員 そうすると、弁護士の制度というのはそういうことが相談できるよという制度、枠組みであって、その弁護士自体は区側で調査をして選んだということになるんですね。

○小林副委員長 そうですね。

○佐藤総務課長 委員のご指摘のとおりでございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。

あと、すみません。関連のところ、まず相談自体は2人の弁護士にしましたと。それから令和5年度に600万円でアンケート、ヒアリングの調査業務をしていて、令和6年度に調査業務の委託を100万円で報告書の作成ということでやっていますと。この2件の調査委託については野々上弁護士お一人に委託したのか、中村弁護士にも委託したのか、あるいは別のやり方なのか。随意契約書を見ると、野々上弁護士の名前しかなかったんですけども、先日の答弁の中では2名のお名前をおっしゃっていたので、ちょっとそちらはどちらに委託したのか教えてください。

○佐藤総務課長 仕様書の調査等方法のところにもございますが、受託者が必要と認める場合に調査対象者とは別——ごめんなさい。補助者を利用して調査を行うことができるというふうになっていますので、中村弁護士はその補助者に当たるということでございます。

○はまもり委員 すみません。そうすると、野々上弁護士に、お一人に弁護士に委託したんだけれども、野々上弁護士が、再委託というか、パートナーとしての中村弁護士を選ばれたという認識で合っていますか。

○佐藤総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。

○小林副委員長 ちょっと関連で。

○小野委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 今のをちょっと確認したいんですけど、随意契約で野々上弁護士に600万の契約をしました。その中に今言った補助者としての中村弁護士が含まれているとい

うふうな理解でいいんですか。それとも一つもう一つ、同じくその以降の調査委託で100万円の調査をしておりますけど、それも同じように考えてよろしいですか。2人だけということですね。野々上弁護士と中村さん、要するに野々上弁護士がお使いになったのは中村さんだけということでもいいですか。それは野々上さんはまだほかに使っていることもあるんですか。その辺はいかがですか。

○佐藤総務課長 ご指摘のとおり、補助者としては中村弁護士のみで、これは令和5年度、6年度共通でございます。

○小林副委員長 もう一ついいですか。

○小野委員長 はい。副委員長。

○小林副委員長 その前の弁護士への依頼で「職務に関する法律相談制度」というのは、単価が5,000円というのは、これが上限ということですよ。5,000円というのは違うんですか。この出てきている単価があまりにも次の600万から考えると安過ぎるんで、この金額はどういうふうに決めてやられているんですか。

○佐藤総務課長 恐らくこの制度は世間一般にと言っているのかはあれなんですけど、弁護士の方への相談は基本的に30分5,000円というような、何かちょっとルールが存在するのか確認はちょっとできておりませんが、これは一律の額でこのように定めているものでございます。

○小林副委員長 単価5,000円ですから7時間ということで7万円ですよ。

○佐藤総務課長 30分当たり。

○小林副委員長 30分単位。30分当たり5,000円というので野々上弁護士も中村弁護士もこの費用の中で使うことが、使うって、相談することができたということでもいいんですね。

○佐藤総務課長 委員ご指摘のとおりでございます。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 一つお願いしたいのは、この委員会の目的というのがどうもはっきりしていないというのが一つ混乱している原因だと思いますので、まず、その立ち位置ですね、設立目的というのを教えてください。それで、行政側が一応今回の件について一定の結果というのを出して世間に公表しました。それは我々も求められているもの、要するにこの委員会というのは、やはりある時期、できるだけ早い時期に、ある一定の成果を求められているものでしょうか。

○石綿区議会事務局次長 それでは、えーとですね……（発言する者あり）

○小林副委員長 設置理由ですよ。

○小野委員長 設置理由なので、でも設置理由と、あとすみません。

○石綿区議会事務局次長 事務的に答えしてよろしければ、私のほうで答えします。

○小野委員長 お願いします。

○小林副委員長 事務的にね。

○白川委員 一応聞いてくださいよ。

○石綿区議会事務局次長 どういたしましょうか。

○小野委員長 お願いします。

○石綿区議会事務局次長 よろしいですか。

○小野委員長 はい。

○石綿区議会事務局次長 概要としてお伝えしますと、まず委員会の提案理由としてお決めたのは、工事契約に関する官製談合防止法違反容疑で逮捕されたことにより区民の信頼を大きく裏切ったと。議会は全体の奉仕者として人格と倫理の向上が求められるよと。区議会と行政は二元代表制のあるべき姿を再認識し、区民に信頼されるよう全力で取り組まなければならないと。発生の背景、とりわけ組織や制度の不備などを徹底的に洗い出し、具体的な再発防止策等について可及的速やかに調査・検討を進めるというのが大体概要であります。

で、調査事項としましては、特別職を含めた職員や利害関係者との関わり方など、議員の倫理向上に関する事項。それから、不祥事再発防止対策に関する事項となっております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですか。

白川委員。

○白川委員 一番重要なのは、要するに我々の側の責任を追及すべきものか、あるいは行政側の責任を追及するものである委員会という、この線引きですよね。今の設立理由を見てみて、私は前者かなと。議員側の責任を追及する委員会であるというふうに理解しましたが、いかがでしょうか。

○小林副委員長 誰に聞いているの。（発言する者あり）どなたに聞いているの、どなたに聞いているの。

○白川委員 えっ。事務局に。

○小林副委員長 委員長。

○小野委員長 委員長でよろしいですか。

○小林副委員長 ほかが答えるの。

○白川委員 事務局に。

○小野委員長 はい。事務局に聞きたい。（発言する者あり）はい。ご指名です。

○石綿区議会事務局次長 事務局として断定的なお答えというのは非常に難しいところではありますが、今、私どものほうでどれが正しいというようなことを明言できる立場にはございませんけれども、今ご案内をさせていただいた皆様方で委員会を設置するときにお決めいただいた内容だけを見ると、ポイントとなるのは可及的速やかに調査検討を進めるということと、やはり再発防止策を中心として検討される委員会であるのかなというふうに認識をさせていただきます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

よろしいですか。

はまもり委員。

○はまもり委員 設置理由、以前から何回も聞かれていて、私たちは紙で持っているのですが、区民の方にも分かりやすくといったところと言うと、一番大事なのは私たちの立場が二元代表制のあるべき姿といったところでの議会としての役割は何か。議会側で検討しなくてはいけない調査と対策を立てなきゃいけないということと、区側が実施した調査と対策に対して確認もしていかなきゃいけない。この二つの方向性だと思っています。ここについては委員長はいかがお考えでしょうか。

○小野委員長 はい。まず――牛尾委員。

○牛尾委員 それは委員長が決めるというわけじゃなくて、この委員会全体でどうするかということだと思うんですね。委員長が決めたことをやるわけじゃなくて、委員会全体で決めた中身ですから、それはぜひ整理はしてほしいんですけども、ここに書かれているとおり、特別職を含めた職員や利害関係者との関わり方、議員の倫理向上に関する事項及び不祥事再発防止等に関する事項と書いてあります。確かに制度の不備などを徹底的に洗い出すというのがありますから、今議論されていることはそういう中身になると思うんですけども、あまりにもそこばかり議論が集中しちゃって、再発防止に向けてどうするのかという議論に全く入っていないんで、やはりスピード感を持ってやらなければいけないと私は考えているんですけども、ここについてもぜひ正副委員長のほうで……

○小林副委員長 整理しろと。

○牛尾委員 整理していただければと思います。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今の設置理由の話なんですけれども、2月22日のこの委員会で確認をしています。当然その前にも何度か本会議などでも確認をしていますので、いま一度ご確認いただければと思います。この中に、おっしゃるとおり調査検討というところの中で、組織や制度の不備などを徹底的に洗い出しというのがあるんですけど、これも過去のことをどこまでやるかという、まさに、今、再発防止委員会というところで、その再発に向けた、これから先、何をやっていくかというところの中でまた考えなきゃいけないところでもあると思いますので、一旦これは正副で整理をさせていただいてということでもよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ほかになければ進ませてもらいたいと思いますけれども、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 次に、日程3、今後の調査の進め方についてに入ります。

先ほど事務局次長からご説明いただいた、はまもり委員の資料ですね。こちらは皆様既にご覧いただいているかと思います。当委員会の論点整理のためにこちらは再調査をお願いいたしましたので、その再調査をしたものをこのたび公開をしています。今回もご協力いただきましてありがとうございました。この再調査結果を基に、現在、はまもり委員に資料の整理をお願いしています。こちらにつきましては、本日の委員会終了後、進捗状況を情報提供させていただきますのでご確認をお願いいたします。その上で、次回、はまもり委員より当該資料のご説明とともに、当委員会の今後の調査の方向性も一旦こちらで正副で整理をするということで一旦なっていますので、方向性を決定し調査を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、3の今後の調査の進め方についてを終了いたします。

次に、4のその他に入ります。委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

理事者から何かありますでしょうか。（発言する者あり）はい。

次に、5の閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども当委員会が開催できるよう議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

では、一旦このままお残りください。

午前11時45分閉会